

令和 5 年度 第 1 期

論文式憲法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔憲 法〕

次の〔設例〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

〔設例〕

202*年、前年に新設された官庁である高齢者・障がい者庁で、高齢者・障がい者から生活上の相談を受ける窓口部門の応対や各部署への接続を監督する部署の係長を務めていた同庁職員Aは、職務を通して相談者の置かれたさまざまな苦境を見聞きするなかで、一般に弱者といわれている人々についての問題意識を強め、弱者保護を強力に訴えていた野党Bの政策への支持を呼びかけるビラ約80枚を、その年の参議院議員選挙の投票日2週間前の日曜日、Aが居住する地区で、自らの名前や職業を名乗ることなく、平穏な態様で、合わせて1時間ほど、配布した。

〔設問〕

国家公務員法102条1項が憲法21条1項に違反するかどうかについてのあなた自身の憲法上の見解を、Aの行為が国家公務員法102条1項に該当するかどうかにも言及しながら、述べなさい。解答に当たっては、参考にすべき最高裁判例がある場合にはそれにも言及すること。なお、規定の文言の明確性、委任立法の限界、公職選挙法上の問題については、論じる必要はない。

【参照条文】

国家公務員法（抜粋）

（政治的行為の制限）

第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

② 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

③ 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

